

第86回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2016年6月22日（水曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

開催場所

静岡県浜松市中区板屋町111番地の2
オークラクトシティホテル浜松 4階「平安の間」

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

目次

招集ご通知	2
株主総会参考書類	3
事業報告	21
連結計算書類	35
計算書類	46
監査報告	55

株主のみなさまへ



第86回定時株主総会を2016年6月22日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社の株主総会の議案および事業の現況につき、ご説明申し上げますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

松田年真

企業理念

● 基本方針

わたしたちは、安全と環境に配慮し
独創的なアイデアと技術で
お客様に喜ばれる製品を提供することで
社会へ貢献します。

● 行動指針

- わたしたちは、
- 安全と環境に配慮した企業活動を行います。
 - 独創性を生かして積極的に活動します。
 - 常に自己研鑽に励み、改革・改善を行います。
 - スピーディーかつタイムリーに行動します。
 - 人の和を大切にし、明るい職場をつくります。

連結業績ハイライト（2016年3月期）

売上収益

167,429 (百万円)
前期比.8.4%増

営業利益

9,736 (百万円)
前期比11.3%増

税引前当期利益

8,118 (百万円)
前期比32.9%減

親会社の所有者に帰属する当期利益

6,162 (百万円)
前期比14.8%減

株主各位

証券コード 7296

2016年6月2日

静岡県浜松市北区細江町中川7000番地の36

株式会社 エフ・シー・シー

代表取締役社長 松田 年真

第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第86回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2016年6月21日（火曜日）午後4時40分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

① 日 時	2016年6月22日（水曜日）午前10時
② 場 所	静岡県浜松市中区板屋町111番地の2 オークラアクトシティホテル浜松 4階「平安の間」 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
③ 目的事項	報告事項 1. 第86期（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類 監査結果報告の件 2. 第86期（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <http://www.fcc-net.co.jp/>

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、将来の成長のために必要な設備投資や研究開発を行い、会社の競争力を維持、強化することで企業価値の向上に努めるとともに、連結業績や配当性向等を総合的に勘案し、安定した配当を継続することを基本方針としております。

当期の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

1 配当財産の種類	金銭
2 配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金 20円 配当総額 1,003,766,120円 なお、中間配当金を含めました当期の株主配当金は1株につき40円となります。
3 剰余金の配当が効力を生じる日	2016年6月23日

2 その他の剰余金の処分に関する事項

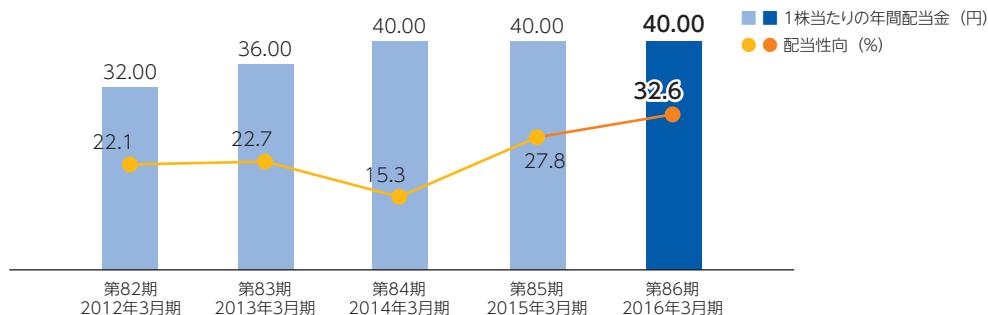
(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	2,000,000,000円
-------	----------------

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	2,000,000,000円
---------	----------------

ご参考
1株当たりの
年間配当金/
配当性向の推移



第2号議案から第7号議案の補足説明（監査等委員会設置会社への移行について）

当社は、2015年12月22日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行を決議いたしました。移行を選択するに至った理由は次のとおりであります。

監督機能の強化

監査等委員会設置会社では、監査役や監査役会は置かれず、社外取締役が過半数を占める監査等委員会が置かれます。監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することにより、取締役会の監督機能の強化を図ってまいります。

経営の健全性、透明性の向上

社外取締役を現在の1名から3名に増員することで、独立した立場から株主その他のステークホルダーの視点を踏まえた意見を経営に反映してまいります。

意思決定の迅速化

定款で定めることにより、重要な業務執行の決定権限の全部または一部を取締役等に委任することが認められます。取締役会の付議事項を重要性の高い議題に絞り込むことで、審議の充実および意思決定の迅速化を図ってまいります。

第2号議案から第7号議案について

監査等委員会設置会社に移行するためには、定款に監査等委員会を設置する旨を規定すること、その他所要の変更を行う必要があります。第2号議案は、そのための変更をご提案するものであります。

取締役は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役を区別して選任する必要があることから、第3号議案、第4号議案をそれぞれご提案するものであります。

また、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、第5号議案をご提案するものであります。

取締役の報酬等の額は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役を区別して定める必要があることから、第6号議案、第7号議案をそれぞれご提案するものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

1 提案の理由

監査等委員会設置会社への移行に伴い、移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人
(員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>15</u> 名以内とする。 (新設)	(員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>20</u> 名以内とする。 <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第25条～第26条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって<u>重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第29条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(員数) 第29条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第30条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u> (<u>監査等委員会の招集通知</u>) 第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>) 第31条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) <u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役) <u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集通知) <u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会規程) <u>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(報酬等) <u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、<u>会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第37条～第40条 （条文省略）</p> <p style="text-align: right;">(新設) (新設)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第32条～第35条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、第86回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、第86回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。また、取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名をご選任願いたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案の効力が発生することを条件として効力を生ずるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	担当および重要な兼職の状況	
1	まつだ 松田 としみち 年真	代表取締役社長		再任
2	さいとう 斎藤 よしたか 善敬	常務取締役	購買統括 中国事業統括 リスクマネジメントオフィサー	再任
3	いとなが 糸永 かずひろ 和広	常務取締役	四輪事業統括	再任
4	すずき 鈴木 かずと 一人	取締役	二輪事業統括 二輪生産統括 アセアン事業統括 南米事業統括	再任
5	まつもと 松本隆次郎 りゅうじろう	取締役	事業管理統括 コンプライアンスオフィサー チーフインフォメーションオフィサー	再任
6	むこうやま 向山 あつひろ 敦浩	取締役	生産技術統括 環境・安全統括	再任
7	なかや 中谷 さとし 賢史	取締役	北米事業統括 FCC (North America), INC. 取締役社長 FCC (INDIANA), LLC. 取締役社長	再任
8	いのうえ 井上 けんいち 憲一	取締役	北米生産統括	再任

再任 再任取締役候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	まつだ としみち 松田 年真 (1952年12月9日生)	1975年 3月 当社入社 1996年 4月 FCC (EUROPE) LTD.取締役社長 2001年 6月 当社取締役営業部長 2005年 6月 当社取締役営業・購買担当 2006年 6月 当社取締役営業・購買担当兼 リスクマネジメントオフィサー 2007年 4月 当社取締役営業・購買統括兼中国事業統括兼 リスクマネジメントオフィサー 2008年 6月 当社常務取締役営業・購買統括兼中国事業統括 2010年 6月 当社常務取締役営業・購買統括兼 コンプライアンスオフィサー 2011年 6月 当社常務取締役営業統括兼 コンプライアンスオフィサー 2012年 6月 当社専務取締役営業統括兼 コンプライアンスオフィサー 2013年 4月 当社専務取締役 2013年 6月 当社代表取締役社長（現任）	9,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	さいとう よしたか 齋藤 善敬 (1973年11月29日生)	2009年 2月 当社入社 2011年 1月 FCC (INDIANA) Mfg.,LLC. (現、FCC (INDIANA) ,LLC.) 取締役社長 FCC (INDIANA) ,INC. (現、FCC (INDIANA) ,LLC.) 取締役社長 2011年 6月 当社取締役 2012年 4月 当社取締役北米事業統括 FCC (North America) ,INC.取締役社長 2012年 6月 当社常務取締役北米事業統括 2013年 4月 当社常務取締役二輪事業統括 2014年 4月 当社常務取締役購買統括兼中国事業統括兼 リスクマネジメントオフィサー（現任）	9,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	いとなが かずひろ 糸永 和広 (1960年3月11日生)	1982年 3月 当社入社 2009年 4月 当社技術研究所長 2009年 6月 当社取締役技術研究所長 2010年 6月 当社取締役研究開発統括兼技術研究所長 2013年 6月 当社常務取締役研究開発統括兼技術研究所長 2015年 4月 当社常務取締役四輪事業統括兼 四輪研究開発統括 2016年 4月 当社常務取締役四輪事業統括 (現任)	1,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任	すずき かずと 鈴木 一人 (1961年5月27日生)	1984年 4月 当社入社 2009年 4月 当社経営企画室長 2010年 6月 当社取締役中国・南米事業統括兼経営企画室長 2011年 6月 当社取締役中国・南米事業統括兼経営企画室長兼 リスクマネジメントオフィサー 2012年 1月 当社取締役中国・南米事業統括兼 リスクマネジメントオフィサー 2012年 4月 当社取締役生産技術統括兼中国・南米事業統括兼 リスクマネジメントオフィサー 2012年 6月 当社取締役二輪生産統括兼生産技術統括兼 中国・南米事業統括 2013年 4月 当社取締役国内二輪事業統括兼 中国・南米事業統括兼 リスクマネジメントオフィサー 2014年 4月 当社取締役二輪事業統括兼 アセアン・インド事業統括兼南米事業統括 2016年 4月 当社取締役二輪事業統括兼二輪生産統括兼 アセアン事業統括兼南米事業統括 (現任)	2,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 再任	まつもとりゅうじろう 松本隆次郎 (1962年6月4日生)	2005年 7月 当社入社 2011年 1月 FCC (THAILAND) CO.,LTD.ゼネラルマネージャー 2011年 6月 当社取締役二輪生産統括兼アジア事業統括 2012年 6月 当社取締役アジア事業統括 2013年 4月 当社取締役事業管理統括兼経営企画室長兼 コンプライアンスオフィサー兼 チーフインフォメーションオフィサー 2013年 6月 当社取締役事業管理統括兼 コンプライアンスオフィサー兼 チーフインフォメーションオフィサー（現任）	1,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6 再任	むこうやま あつひろ 向山 敦浩 (1963年7月31日生)	1984年 4月 当社入社 2011年 1月 当社竜洋工場長兼天竜工場長 2012年 4月 当社四輪生産統括 2012年 6月 当社取締役四輪生産統括 2013年 4月 当社取締役四輪事業統括 2015年 4月 当社取締役生産技術統括兼環境・安全統括（現任）	1,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7 再任	なかや さとし 中谷 賢史 (1964年3月17日生)	1986年 4月 当社入社 2012年 1月 当社経営企画室長 2012年 6月 当社取締役事業管理統括兼経営企画室長兼 リスクマネジメントオフィサー兼 チーフインフォメーションオフィサー 2013年 4月 当社取締役北米事業統括 FCC (North America) ,INC.取締役社長 FCC (INDIANA) ,LLC.取締役社長 (現任)	4,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8 再任	いのうえ けんいち 井上 憲一 (1957年5月3日生)	1978年 4月 本田技研工業株式会社入社 2011年 4月 Honda Manufacturing of Alabama,LLC副社長 2013年 4月 当社入社、社長付生産技術統括 2013年 6月 当社取締役生産技術統括 2014年 4月 当社取締役生産技術統括兼環境・安全統括 2015年 4月 当社取締役北米生産統括 (現任)	1,000株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役5名をご選任願いたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案の効力が発生することを条件として効力を生ずるものいたします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	担当および重要な兼職の状況	
1	すずき ひろみち 鈴木 宏典	常勤監査役		新任
2	ふかつ かつよし 深津 克好	常勤監査役		新任
3	つじ よしのり 辻 慶典	監査役	辻 慶典法律事務所 弁護士	新任 社外 独立
4	さとう まさひで 佐藤 雅秀	監査役	佐藤雅秀公認会計士事務所 公認会計士 株式会社クレストック取締役	新任 社外 独立
5	すぎやま かずもと 杉山 一統	取締役	杉山法律事務所 弁護士 株式会社クレストック監査役	新任 社外 独立

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

東京証券取引所届出独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 新任	すずき ひろみち 鈴木 宏典 (1952年9月20日生)	1978年 3月 当社入社 2004年 12月 当社海外事業部長 2006年 6月 当社取締役アジア事業統括兼二輪・汎用生産担当兼 海外事業部長 2007年 4月 当社取締役アジア事業統括兼二輪生産統括 2011年 6月 当社常勤監査役（現任）	4,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 新任	ふかつ かつよし 深津 克好 (1954年11月30日生)	1977年 3月 当社入社 2009年 4月 FCC (INDIANA) Mfg.,LLC. (現、FCC (INDIANA) ,LLC.) 取締役社長 2009年 6月 当社取締役北米事業統括 FCC (INDIANA) ,INC. (現、FCC (INDIANA) ,LLC.) 取締役社長 2010年 6月 FCC (North America) ,INC.取締役社長 2012年 6月 当社常勤監査役 (現任)	4,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 新任 社外 独立	つじ よしのり 辻 慶典 (1959年4月17日生)	1986年 3月 司法研修所卒業 1986年 4月 弁護士登録 (名古屋弁護士会) 1987年 4月 静岡県弁護士会に登録変更 辻 慶典法律事務所 開設 (現在に至る) 2007年 6月 当社監査役 (現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 新任 社外 独立	さとう まさひで 佐藤 雅秀 (1964年2月10日生)	1992年10月 太田昭和監査法人 (現、新日本有限責任監査法人) 入所 1996年 4月 公認会計士登録 2005年 9月 佐藤雅秀公認会計士事務所 開設 (現在に至る) 2010年 6月 当社監査役 (現任) 2015年 4月 株式会社クレストック取締役 (現任)	一株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p>5</p> <p>新任</p> <p>社外</p> <p>独立</p>	<p>すぎやま かずもと 杉山 一統 (1969年5月27日生)</p>	<p>2006年 9月 司法研修所卒業</p> <p>2006年10月 弁護士登録（静岡県弁護士会） 杉山年男法律事務所（現、杉山法律事務所）入所</p> <p>2008年 9月 杉山法律事務所 所長 (現在に至る)</p> <p>2011年 9月 株式会社クレストック監査役（現任）</p> <p>2014年 6月 当社取締役（現任）</p>	<p>一株</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 辻 慶典、佐藤雅秀および杉山一統の各氏は社外取締役候補者であります。
3. 辻 慶典氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての企業法務に関する専門的見地と豊富な経験に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
- なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- 佐藤雅秀氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての企業財務および会計に関する専門的見地と豊富な経験に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
- なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- 杉山一統氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての企業法務に関する専門的見地と豊富な経験に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
- なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 辻 慶典氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって9年であります。
- 佐藤雅秀氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
- 杉山一統氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
5. 当社は、鈴木宏典、深津克好、辻 慶典、佐藤雅秀および杉山一統の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。各氏の選任が承認可決された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であります。
6. 辻 慶典、佐藤雅秀および杉山一統の各氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名をご選任願いたいと存じます。

なお、本選任の効力は、就任前に限り、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
たばた たかひさ 田畑 隆久 (1956年8月28日生)	1987年10月 太田昭和監査法人 (現、新日本有限責任監査法人) 入所 1991年 3月 公認会計士登録 1993年 6月 田畑公認会計士事務所 開設 (現在に至る) 2010年 6月 株式会社河合楽器製作所監査役 (現任)	一株

- (注) 1. 田畑隆久氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 田畑隆久氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 田畑隆久氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての企業財務および会計に関する専門的見地と豊富な経験に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
- なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 田畑隆久氏が監査等委員である取締役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
5. 田畑隆久氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしております。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2008年6月19日開催の第78回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額をこれまでの取締役の報酬額および経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額500百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

第2号議案および第3号議案が承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名となります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額90百万円以内とさせていただきたいと存じます。

第2号議案および第4号議案が承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は5名となります。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における経済状況を概観しますと、日本では、企業業績や雇用情勢に改善がみられるなど、景気は緩やかな回復基調が続いておりましたが、2016年に入り資源安や新興国経済の先行き不透明感の高まりなどから、世界的にリスク回避の流れが強まり、円高が進みました。海外では、米国の景気は回復が続き、欧州では緩やかに回復しました。アジアでは、中国をはじめとして新興国の景気は減速の動きがみられました。

自動車業界におきましては、四輪車市場は、日本では軽自動車税増税の影響等もあり、新車販売台数は前年度を下回る結果となりました。海外では、米国は主にライトトラック等を中心に堅調に推移し、販売台数が過去最高を更新しました。中国では、景気減速対策としての減税措置による下支えの効果もあり、小型車の販売は増加しました。二輪車市場は、インドネシアやブラジルで需要が減少しましたが、インドでは堅調に推移しました。

このような状況の中、当社グループは、拡販活動を積極的に展開し、主に米国においてホンダグループ以外の顧客への販売を大幅に拡大しました。インドでは、2014年に連結子会社を独資化して以降、テクニカルセンターの設立や2つの新工場の立上げなど、今後の成長が期待される同市場において、事業基盤を強化し、意思決定の迅速化や効率化を図ってまいりました。生産面では、米国における増産対応、海外で初めてとなるペーパーベースの摩擦材工場やメキシコ子会社の立上げに加え、国内における生産拠点の再編を進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、インドネシアやブラジルの二輪車市場は減速したものの、米国や中国において四輪車用クラッチの販売が堅調に推移したことにより、売上収益は1,674億29百万円（前期比8.4%増）となりました。営業利益は、減価償却費の増加や減損損失の影響等があったものの、増収に伴う利益の増加や内作費削減等の効果もあり97億36百万円（前期比11.3%増）となりました。税引前当期利益は、為替差益の減少により81億18百万円（前期比32.9%減）となりました。親会社の所有者に帰属する当期利益は、移転価格税制に関する税還付等もあり61億62百万円（前期比14.8%減）となりました。

なお、当社グループの連結計算書類は、当連結会計年度から国際会計基準（IFRS）に準拠して作成しております。

事業別の売上収益の状況は次のとおりであります。

区 分	売上収益（百万円）	構成比（％）
二輪車用クラッチ	80,607	48.1
四輪車用クラッチ	86,821	51.9
合計	167,429	100.0

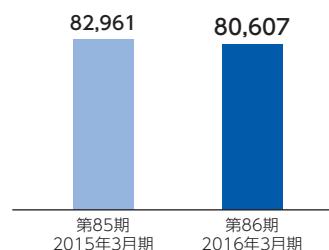
●二輪車用クラッチ

インドやベトナムにおいて販売が増加したものの、インドネシアやブラジルの二輪車市場が減速したことにより、売上収益は806億7百万円（前期比2.8%減）となりました。営業利益は、内作費削減等の効果があったものの、ブラジルの減収影響や減損損失の影響等もあり83億14百万円（前期比9.2%減）となりました。



売上収益

（単位：百万円）



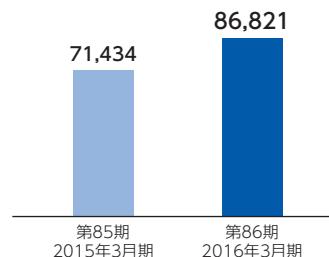
●四輪車用クラッチ

国内自動車販売は減速したものの、米国においてフォード、ZF/FCA向けの販売が増加したことや中国において販売が増加したことにより、売上収益は868億21百万円（前期比21.5%増）となりました。営業利益は、減価償却費の増加や減損損失の影響等があったものの、増収に伴う利益の増加や内作費削減等の効果もあり14億21百万円（前期は411百万円の営業損失）となりました。



売上収益

（単位：百万円）



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額（無形資産を含む）は171億64百万円となりました。

設備投資の主な内容は、米国や中国における四輪車用クラッチの生産能力拡充、インドにおける二輪車用クラッチの生産能力拡充および日本における新機種対応等であります。事業別の設備投資額等は、次のとおりであります。

区 分	金額（百万円）
二輪車用クラッチ	3,472
四輪車用クラッチ	13,278
共通	414
合計	17,164

① 当社

事業所名（所在地）	設備投資の内容
浜北工場（静岡県浜松市）	新機種対応、生産能力拡充、建物

② 子会社

会社名（所在地）	設備投資の内容
FCC (Adams) ,LLC. (米国)	新機種対応、生産能力拡充、建物
FCC CLUTCH INDIA PRIVATE LTD. (インド)	生産能力拡充
FCC (INDIANA) ,LLC. (米国)	新機種対応、生産能力拡充、建物
成都永華富士離合器有限公司（中国）	新機種対応

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経営環境としましては、中国をはじめとする新興国の景気減速、資源安による資源国経済の低迷に対する懸念、米国の金融政策正常化の動向等による世界経済の下振れリスクに留意する必要があります。自動車業界では、新興国経済の先行きは不透明感があるものの、中長期的には二輪車市場、四輪車市場ともに需要は拡大することが予想されますが、燃費規制への対応をはじめとした部品メーカー間のグローバルな競争はますます激しくなっていくものと思われま

す。このような経営環境の中で、当社グループは2014年度を初年度とする第9次中期経営計画に掲げる次の重点施策を確実に実行し、新たな進化のステージに向けてグループの総合力を発揮して対処してまいります。

重点施策

- ・顧客満足度の向上
- ・拡販の推進
- ・新製品、新事業の開発
- ・コスト競争力の強化
- ・人材育成を柱としたグループ経営管理体制の強化
- ・CSR（企業の社会的責任）活動の推進

また、事業別の当面の課題は次のとおりであります。

<二輪車用クラッチ>

- 生産体質改善による収益性の向上
- インドの生産能力拡充

<四輪車用クラッチ>

- 米国の新機種立上げと安定した量産体制の構築
- 米国、中国の収益性の向上

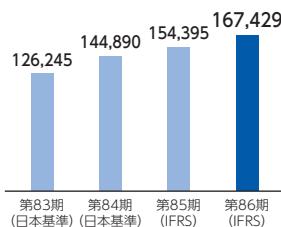
株主の皆様におかれましては、今後ともよろしくご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第83期 2013年3月期	第84期 2014年3月期	第85期 2015年3月期		第86期 2016年3月期
	(日本基準)	(日本基準)	(日本基準)	(IFRS)	(IFRS)
売上高または売上収益	百万円 126,245	百万円 144,890	百万円 153,939	百万円 154,395	百万円 167,429
営業利益	百万円 10,964	百万円 13,639	百万円 9,047	百万円 8,746	百万円 9,736
税金等調整前当期純利益 または税引前当期利益	百万円 13,073	百万円 17,263	百万円 11,824	百万円 12,104	百万円 8,118
当期純利益または親会社の 所有者に帰属する当期利益	百万円 7,942	百万円 13,148	百万円 6,760	百万円 7,230	百万円 6,162
1株当たり当期純利益 または基本的1株当たり当期利益	円 158.26	円 261.99	円 134.70	円 144.07	円 122.79
総資産または資産合計	百万円 122,258	百万円 137,909	百万円 162,348	百万円 163,819	百万円 159,212
純資産または資本合計	百万円 97,491	百万円 111,099	百万円 115,948	百万円 116,321	百万円 112,596
1株当たり純資産または1株当たり 親会社の所有者に帰属する持分	円 1,780.34	円 2,075.83	円 2,195.73	円 2,195.52	円 2,132.18

(注) 当社グループの連結計算書類は、第86期から国際会計基準（IFRS）に準拠して作成しております。第85期につきましては、日本基準と国際会計基準（IFRS）に準拠した数値を併記しております。なお、日本基準における当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益であります。

売上高または売上収益 (単位:百万円)



営業利益 (単位:百万円)



税金等調整前当期純利益
または税引前当期利益 (単位:百万円)



当期純利益または親会社の
所有者に帰属する当期利益 (単位:百万円)



(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社九州エフ・シー・シー	30 百万円	100%	二輪・四輪車用クラッチの製造
FCC (INDIANA) ,LLC.	17.8 百万米ドル	100% (100)	四輪車用クラッチの製造販売
FCC (THAILAND) CO.,LTD.	60 百万タイバーツ	58% (0.07)	二輪・四輪車用クラッチの製造販売
PT.FCC INDONESIA	11 百万米ドル	100% (0.55)	二輪・四輪車用クラッチの製造販売

(注) 出資比率の () 内は、当社の子会社等を通じての所有割合で内数になっております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、主にクラッチの製造および販売を行っております。事業別の主要製品は次のとおりであります。

区分	主要製品
二輪車用クラッチ	オートバイ用クラッチ スクーター用クラッチ ATV (バギー) 用クラッチ 汎用機用クラッチ
四輪車用クラッチ	オートマチックトランスミッション用クラッチ マニュアルトランスミッション用クラッチ CVT用クラッチ ロックアップクラッチ

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本社	静岡県浜松市
技術研究所	静岡県浜松市
細江工場	静岡県浜松市
浜北工場	静岡県浜松市
天竜工場	静岡県磐田市
鈴鹿工場	三重県鈴鹿市

② 子会社

株式会社九州エフ・シー・シー	熊本県宇城市
FCC (INDIANA) ,LLC.	米国 インディアナ州
FCC (THAILAND) CO.,LTD.	タイ バンコック市
PT.FCC INDONESIA	インドネシア カラワン県

(9) 従業員の状況

区分	従業員数（人）	
二輪車用クラッチ	4,317	(2,724)
四輪車用クラッチ	3,124	(454)
全社（共通）	452	(57)
合計	7,893	(3,235)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業部門に区分できない管理部門および技術研究所に所属しているものであります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	5,057百万円
株式会社みずほ銀行	3,368百万円

(注) 主要な借入金について記載しております。

2 会社の株式に関する事項**(1) 発行可能株式総数**

90,000,000株

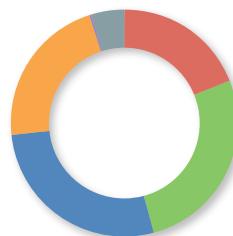
(2) 発行済株式の総数

52,644,030株

(自己株式2,455,724株を含む。)

(3) 株主数

14,373名

所有者別状況

	持株数 (千株)	持株比率 (%)
個人・その他	9,952	18.9
金融機関	14,272	27.1
その他国内法人	14,458	27.5
外国法人等	11,339	21.5
証券会社	165	0.3
自己名義株式	2,455	4.7

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
本田技研工業株式会社	10,881千株	21.6%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,758	7.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	2,508	4.9
株式会社ワイ・エー	2,019	4.0
山本佳英	1,545	3.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,447	2.8
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,315	2.6
山本恵以	1,300	2.5
エフ・シー・シー取引先持株会	934	1.8
NOTHERN TRUST CO. (AVFC) RE MONDRIAN INTERNATIONAL SMALL CAP EQUITY FUND, L.P.	913	1.8

(注) 1. 当社は自己株式を2,455,724株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況	
代表取締役社長	松田年真		
常務取締役	斎藤善敬	購買統括 中国事業統括 リスクマネジメントオフィサー	
常務取締役	糸永和広	四輪事業統括 四輪研究開発統括	
取締役	鈴木一人	二輪事業統括 アセアン・インド事業統括 南米事業統括	
取締役	松本隆次郎	事業管理統括 コンプライアンスオフィサー チーフインフォメーションオフィサー	
取締役	向山敦浩	生産技術統括 環境・安全統括	
取締役	中谷賢史	北米事業統括 FCC (North America) ,INC.取締役社長 FCC (INDIANA) ,LLC.取締役社長	
取締役	井上憲一	北米生産統括	
取締役	杉山一統	杉山法律事務所 弁護士 株式会社クレストック 監査役	社外 独立
常勤監査役	鈴木宏典		
常勤監査役	深津克好		
監査役	辻慶典	辻慶典法律事務所 弁護士	社外 独立
監査役	佐藤雅秀	佐藤雅秀公認会計士事務所 公認会計士 株式会社クレストック 取締役	社外 独立

社外 社外役員

独立 東京証券取引所届出独立役員

- (注) 1. 取締役杉山一統氏は社外取締役であります。
 2. 監査役辻 慶典および佐藤雅秀の各氏は社外監査役であります。
 3. 監査役佐藤雅秀氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 取締役杉山一統氏、監査役辻 慶典および佐藤雅秀の各氏は、東京証券取引所が定める独立役員であります。
 5. 当事業年度末後の取締役の異動

担当および重要な兼職の状況 (2016年4月1日付)

氏名	異動前	異動後
糸 永 和 広	四輪事業統括 四輪研究開発統括	四輪事業統括
鈴 木 一 人	二輪事業統括 アセアン・インド事業統括 南米事業統括	二輪事業統括 二輪生産統括 アセアン事業統括 南米事業統括

6. 当社は、社外取締役および監査役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		員数 (人)
		役員報酬	役員賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	200	141	58	8
社外取締役	3	3	—	1
監査役 (社外監査役を除く)	48	36	12	2
社外監査役	7	7	—	2

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2008年6月19日開催の第78回定時株主総会において年額500百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、2006年6月22日開催の第76回定時株主総会において年額90百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員の本当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役	杉 山 一 統	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、弁護士としての企業法務に関する専門的見地と豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。
監査役	辻 慶 典	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに、また、監査役会12回のすべてに出席し、弁護士としての企業法務に関する専門的見地と豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。
監査役	佐 藤 雅 秀	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに、また、監査役会12回のすべてに出席し、公認会計士としての企業財務および会計に関する専門的見地と豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人保森会計事務所

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	53百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、FCC (INDIANA) ,LLC.、FCC (THAILAND) CO.,LTD.およびPT.FCC INDONESIAについては当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積の算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6 会社の体制および方針

内部統制システムに関する基本方針

当社は、取締役会において会社法第362条第4項第6号に規定する体制について、次のとおり決議しております。

① **当社および当社グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、社会からの信頼を確保するため、当社グループ全体で共有する行動規範を定めこれを周知徹底する。

コンプライアンスを統括する組織として、コンプライアンスオフィサーを委員長とするコンプライアンス委員会を設置するほか、内部通報制度を設置しコンプライアンスの推進を図る。

② **当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

情報管理基本方針に基づき諸規程を定め、取締役の職務執行に係る情報について適切に保存および管理を行う。

③ **当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社グループ全体の経営上のリスクについては、当社の取締役会において認識、評価するものとする。当社の取締役会は、認識、評価した経営上のリスクを管理する取締役を決定する。

リスクマネジメントを統括する組織として、リスクマネジメントオフィサーを委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、当社グループ全体の日常の業務におけるリスクおよび組織横断的なリスクの管理を行う。

④ **当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社の取締役会は原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令で定められた事項および重要な業務執行を決定するとともに、取締役の業務執行を監督する。

経営会議等の会議および執行役員制度の活用により、経営の意思決定の迅速化および効率化を図る。

中期経営計画および年度事業計画を策定し、当社グループ全体の業務執行の進捗管理を行うとともに経営資源の有効活用を図る。

職務執行規程等において、職務分掌、指揮命令系統その他組織に関する基準を定める。

⑤ **当社グループ会社の当社への報告に関する体制その他当社および当社グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は、当社グループ会社の事業規模および重要性等を踏まえて適正に管理するため、子会社管理規程を定める。

当社は、当社グループ会社に対して当社への定期的な報告を義務づけるほか、一定の重要事項について速やかに報告させる体制を整備する。

当社の内部監査部門は、当社および当社グループ会社の監査を定期または必要に応じて実施する。

⑥ 当社の監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命する。監査役補助者への指揮命令権は各監査役に属するものとし、その任命、解任、人事異動および賃金等の改定については監査役会の同意を得たうえで取締役会が決定する。

⑦ 当社の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、必要に応じて当社および当社グループ会社の取締役および使用人に対して報告を求めることができる。

監査役から報告を求められた場合、迅速かつ適切な報告を行う。

内部通報制度を設置し、監査役への適切な報告体制を確保する。

内部通報制度に関する運用規程において、報告者が不利な取扱いを受けないよう体制を整備する。

⑧ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の請求をした場合、速やかに当該費用を処理する。

監査役は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算計上しておく。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、当社に償還を請求することができる。

⑨ その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役、取締役および会計監査人と定期または必要に応じて意見交換を行う。

監査役は内部監査部門との連携を密にし実効的な監査を行う。

運用状況の概要

当事業年度は取締役会を12回開催いたしました。取締役会は、取締役の職務執行状況、コンプライアンス、リスクマネジメントおよびグループ会社の体制等に関する監督を行いました。監査室は、業務の有効性および効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンス、資産の保全を目的に、当社グループ全体の内部統制の整備および運用状況について監査を行いました。監査役会は、監査役会の定めた監査方針、監査計画および業務分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役の職務の執行や内部統制の整備および運用状況について監査を行いました。

また、当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本方針を定めたコーポレートガバナンスガイドラインの制定や監査等委員会設置会社への移行を決定し、その準備を進めるなどの取組みを実施いたしました。

連結計算書類

連結財政状態計算書

(2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産	
流動資産	
現金及び現金同等物	23,450
営業債権及びその他の債権	25,398
その他の金融資産	905
棚卸資産	18,007
その他の流動資産	3,873
流動資産合計	71,635
非流動資産	
有形固定資産	72,066
のれん及び無形資産	2,716
持分法で会計処理されている投資	542
その他の金融資産	8,632
繰延税金資産	3,126
その他の非流動資産	492
非流動資産合計	87,576
資産合計	159,212

科目	金額
負債及び資本	
負債	
流動負債	
営業債務及びその他の債務	13,981
借入金	9,887
未払法人所得税	1,517
その他の流動負債	4,883
流動負債合計	30,269
非流動負債	
借入金	8,426
その他の金融負債	29
退職給付に係る負債	1,903
引当金	36
繰延税金負債	5,688
その他の非流動負債	262
非流動負債合計	16,346
負債合計	46,616
資本	
資本金	4,175
利益剰余金	99,720
自己株式	△3,408
その他の資本の構成要素	6,523
親会社の所有者に帰属する持分合計	107,010
非支配持分	5,585
資本合計	112,596
負債及び資本合計	159,212

連結損益計算書

(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
売上収益	167,429
売上原価	△139,599
売上総利益	27,830
販売費及び一般管理費	△14,099
その他の収益	578
その他の費用	△4,572
営業利益	9,736
金融収益	809
金融費用	△2,422
持分法による投資損益	△4
税引前当期利益	8,118
法人所得税費用	△1,211
当期利益	6,907
当期利益の帰属	6,907
親会社の所有者	6,162
非支配持分	744

連結持分変動計算書

(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
				在外営業活動体の 換算差額	売却可能金融資産の 公正価値の変動
2015年4月1日時点の残高	4,175	95,864	△3,408	8,960	4,597
当期利益	—	6,162	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	△6,053	△982
当期包括利益合計	—	6,162	—	△6,053	△982
自己株式の取得	—	—	△0	—	—
配当金	—	△2,007	—	—	—
持分変動に伴う増減額	—	1	—	—	—
その他の資本の 構成要素からの振替	—	△300	—	—	—
所有者との取引額合計	—	△2,306	△0	—	—
2016年3月31日時点の残高	4,175	99,720	△3,408	2,907	3,615

	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素		合計		
	確定給付制度の 再測定	合計			
2015年4月1日時点の残高	—	13,558	110,190	6,131	116,321
当期利益	—	—	6,162	744	6,907
その他の包括利益	△300	△7,335	△7,335	△726	△8,062
当期包括利益合計	△300	△7,335	△1,173	18	△1,155
自己株式の取得	—	—	△0	—	△0
配当金	—	—	△2,007	△561	△2,569
持分変動に伴う増減額	—	—	1	△2	△0
その他の資本の 構成要素からの振替	300	300	—	—	—
所有者との取引額合計	300	300	△2,006	△564	△2,570
2016年3月31日時点の残高	—	6,523	107,010	5,585	112,596

要約連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）

（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー：	
税引前当期利益	8,118
減価償却費及び償却費	11,908
減損損失	4,167
棚卸資産の増減額（△は増加）	1,417
営業債権及びその他の債権の増減額（△は増加）	△1,291
その他	2,330
小計	26,651
その他	425
法人所得税の支払額	△5,533
法人所得税の還付及び還付加算金の受取額	3,564
営業活動によるキャッシュ・フロー	25,108
II 投資活動によるキャッシュ・フロー：	
有形固定資産の取得による支出	△16,704
その他	△665
投資活動によるキャッシュ・フロー	△17,369
III 財務活動によるキャッシュ・フロー：	
借入金の純増減額（△は減少）	2,665
配当金の支払額	△2,007
その他	△562
財務活動によるキャッシュ・フロー	96
IV 現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	7,835
V 現金及び現金同等物の期首残高	17,557
VI 現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,942
VII 現金及び現金同等物の期末残高	23,450

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、当連結会計年度から会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」）に準拠して作成しております。

なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

- | | |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 連結子会社の数 | 20社 |
| ② 主要な連結子会社の名称 | 株式会社九州エフ・シー・シー
FCC (INDIANA) ,LLC.
FCC (THAILAND) CO.,LTD.
PT.FCC INDONESIA |
| ③ 連結の範囲の変更 | 当連結会計年度にFCC CLUTCH INDIA PRIVATE LTD.（連結子会社）がFCC INDIA MANUFACTURING PRIVATE LTD.（連結子会社）を吸収合併いたしました。 |

(3) 持分法の適用に関する事項

- | | |
|-------------|-------------|
| ① 持分法適用会社の数 | 4社 |
| ② 主要な会社等の名称 | 常州光華興精機有限公司 |

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、愛富士（中国）投資有限公司、成都永華富士離合器有限公司、上海中瑞・富士離合器有限公司、佛山富士離合器有限公司、FCC DO BRASIL LTDA.及びFCC AUTOMOTIVE PARTS DE MEXICO,S.A.DE C.V.の決算日は12月31日ですが、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用して、連結決算を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 金融商品

(イ) 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について契約当事者となる時点で認識し、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」、「満期保有投資」、「貸付金及び債権」、及び「売却可能金融資産」の各カテゴリーに分類しております。この分類は、その性質と取得した目的に応じて、当初認識時に決定しております。

金融資産は当初認識時点において公正価値で測定し、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」を除き、取得に直接起因する取引費用を加算しております。

(a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

金融資産が、売買目的で保有又は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定された場合、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類されます。

「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類された金融資産については、公正価値で測定し、関連する変動は純損益として認識されます。

なお、当社グループは「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類された金融資産を保有しておりません。

(b) 満期保有投資

支払額が固定されているかまたは決定可能であり、かつ満期日が確定しているデリバティブ以外の金融資産のうち、満期まで保有する明確な意思と能力を有するものは「満期保有投資」に分類しております。

「満期保有投資」は実効金利法を適用した償却原価から減損損失を控除して測定され、実効金利法による利息収益は純損益で認識されます。

なお、当社グループは「満期保有投資」に分類された金融資産を保有しておりません。

(c) 貸付金及び債権

支払額が固定されているかまたは決定可能なデリバティブ以外の金融資産のうち、活発な市場における公表価格が存在しないものは「貸付金及び債権」に分類しております。

「貸付金及び債権」は、実効金利法を適用した償却原価から減損損失を控除して測定され、実効金利法による利息収益は純損益で認識されます。

(d) 売却可能金融資産

デリバティブ以外の金融資産のうち、「売却可能金融資産」に指定されたもの、または「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」、「満期保有投資」、「貸付金及び債権」のいずれにも分類されないものは「売却可能金融資産」に分類しております。

「売却可能金融資産」は公正価値で測定し、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識されます。「売却可能金融資産」に係る受取配当金は、純損益として認識されます。「売却可能金融資産」の認識が中止された場合、または減損損失が認識された場合には、その他の包括利益として計上されている累積損益は純損益に振り替えております。

(ii) 金融資産の減損

「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」以外の金融資産について、每期減損の客観的証拠の有無を検討しております。金融資産について客観的な証拠によって損失事象が当初認識後に発生したことが示されており、かつ当該損失事象によってその金融資産の見積将来キャッシュ・フローへのマイナスの影響が合理的に予測できる場合に減損損失を認識しております。

金融資産が減損していることを示す客観的な証拠には、発行体または債務者の重大な財政的困難、利息または元本の支払不履行または遅延、債務者の破産または財務的再編成に陥る可能性が高くなったこと等が含まれます。「売却可能金融資産」に分類された資本性金融商品については、公正価値が著しくまたは長期に取得原価を下回る場合も減損の客観的な証拠があると判断しております。

「貸付金及び債権」または「満期保有投資」に対する減損の客観的な証拠がある場合は、その資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローを当初の実効金利で割引いた現在価値との差額を減損損失として純損益で認識しております。

「貸付金及び債権」は貸倒引当金を用いて減損損失を認識し、その後債権が回収不能であると判断した場合には、貸倒引当金と相殺して帳簿価額を直接減額しております。減損損失認識後に、減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の戻入額を純損益で認識しております。

「売却可能金融資産」に減損の客観的な証拠がある場合は、それまでのその他の資本の構成要素として認識していた累積損失を純損益に振り替えております。「売却可能金融資産」に分類された資本性金融商品にかかる減損後の公正価値の回復は、全てその他の包括利益として認識しております。

(iii) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産を譲渡し、その金融資産の所有に係るリスクと経済価値を実質的にすべて移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

(ロ) 金融負債

金融負債は、取引費用控除後の公正価値で当初測定しております。当初認識後は、実効金利法による償却原価で測定しております。

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち債務が免責、取消または失効となった場合に認識を中止しております。

(ハ) デリバティブ

当社グループは、デリバティブ取引は原則として行っておりません。

② 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価または正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。取得原価は、主として総平均法に基づいて算定されており、原材料費、労務費及び製造経費等を含んでおります。

③ 有形固定資産

有形固定資産の測定には「原価モデル」を採用しており、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額を計上しております。

取得原価には、資産の取得に直接付随する費用、資産の解体・撤去及び設置していた場所の原状回復費用に関する初期見積り費用等が含まれます。これらの資産の減価償却は、使用可能となった時点から開始されます。

日常的に生じる有形固定資産の保守費用は、発生時に純損益として認識しております。

土地及び建設仮勘定以外の資産の減価償却費は、以下の見積耐用年数にわたり、定額法で計上されます。

建物及び構築物	5～31年
機械装置及び運搬具	3～9年
工具、器具及び備品	2～6年

④ のれん及び無形資産

(イ) のれん

のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額を計上しております。のれんは償却を行わず、毎連結会計年度において減損テストを実施した結果、必要な場合は減損損失を計上しております。のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

(ロ) 無形資産

無形資産の測定には「原価モデル」を採用しており、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額を計上しております。

(i) 開発資産

開発活動で発生した支出は、以下のすべての条件を満たしたことを立証できる場合のみ、資産計上しております。

- ・使用または売却できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
- ・無形資産を完成させ、さらにそれを使用または売却するという企業の意図
- ・無形資産を使用又は売却する能力
- ・無形資産が将来の経済的便益を創出するための蓋然性が高い方法

- ・無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性
- ・開発期間中の無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定できる能力

開発資産の当初認識額は、無形資産が上記の認識条件の全てを初めて満たした日から開発完了までに発生した費用の合計額であります。償却は、開発に費やした資金が回収されると見込まれる期間にわたり、定額法により行っております。償却方法及び耐用年数は、連結会計年度末日ごとに見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(ii) その他の無形資産

主としてソフトウェアを計上しております。ソフトウェアの償却は、使用可能となった時点より5年の見積耐用年数にわたり、定額法によって行っております。償却方法及び耐用年数は、連結会計年度末日ごとに見直しを行い、必要に応じて改定しております。

⑤ 減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、連結会計年度末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれんは、回収可能価額を毎期同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識いたします。

過去に認識した減損損失は、連結会計年度末日ごとに損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を判断しております。減損損失の戻入れの兆候が存在する資産又は資金生成単位については、回収可能価額を見積り、回収可能価額が帳簿価額を上回る場合には減損損失の戻入れを行っております。減損損失の戻入れは過去の期間において当該資産に認識した減損損失がなかった場合の帳簿価額を超えない範囲内で純損益にて認識しております。なお、のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。

⑥ 従業員給付

(イ) 確定給付制度

確定給付型の退職給付制度については、確定給付制度債務の現在価値と制度資産の公正価値との純額を負債または資産として認識しております。確定給付制度債務の現在価値及び関連する勤務費用は、原則として、予測単位積増方式を用いて算定しております。確定給付制度債務の現在価値を算定するために使用する割引率は、原則として、連結会計年度末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しております。

また、当社グループは確定給付型の退職給付制度から生じる再測定について、その他の包括利益として認識し、ただちに利益剰余金に振り替えております。

(ロ) 確定拠出制度

確定拠出型の退職給付に係る費用は要拠出額を当期の費用として認識しております。

(ハ) 複数事業主制度

自社の拠出に対応する制度資産の額を合理的に計算することができない制度であり、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

(ニ) 短期従業員給付

短期従業員給付については、従業員が関連する勤務を提供した時点で費用処理しております。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に負債として認識しております。

⑦ 引当金

過去の事象の結果として、現在の法的債務及び推定債務が存在し、当社グループが当該債務の決済をするために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、その債務の金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、連結会計年度末日における債務に関する不確実性を考慮に入れた、現在の債務の決済のために必要な支出を見積り、引当金を認識いたします。

引当金の貨幣の時間的価値が重要な場合には、割引現在価値で測定しております。

⑧ 外貨換算

(イ) 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。連結会計年度末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、連結会計年度末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる為替差額は、純損益として認識されます。

(ロ) 在外営業活動体の計算書類

連結計算書類を作成するために、当社グループ在外子会社等の資産及び負債は、連結会計年度末日の為替レートを使用して日本円に換算されます。損益項目は、連結会計期間中の為替レートが著しく変動していない限り、その期間の平均為替レートで換算されます。ただし、為替レートに著しい変動がある場合には、取引日の為替レートが使用されます。

為替換算差額の累積額は連結財政状態計算書の「その他の資本の構成要素」に計上しております。

在外営業活動体の為替換算差額の累積額は、支配の喪失および重要な影響力の喪失をした場合には純損益に振り替えております。

⑨ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	36百万円
その他の金融資産（非流動資産）	55百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 99,470百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

当連結会計年度において減損損失4,167百万円を「その他の費用」に計上しております。これは主に、当社の連結子会社である成都永華富士離合器有限公司について、事業環境や収益性等を勘案し将来の回収可能性を検討した結果、減損損失2,681百万円を計上したことや、当社において生産管理システムの開発中止に伴い減損損失1,367百万円を計上したものであります。

4. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の総数

普通株式 52,644,030株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2015年6月23日 定時株主総会	普通株式	1,003	20	2015年3月31日	2015年6月24日
2015年10月30日 取締役会	普通株式	1,003	20	2015年9月30日	2015年11月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2016年6月22日開催の第86回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

配当金の総額	1,003百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	20円
基準日	2016年3月31日
効力発生日	2016年6月23日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動を行う上で財務上のリスク（信用リスク、流動性リスク、市場リスク）に晒されております。当該リスクを回避または低減するために、当社グループでは一定の方針に基づきリスク管理を行っております。なお、当社グループの方針としてデリバティブ取引は原則として行っておりません。

① 信用リスク管理

信用リスクは、顧客が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。当社グループが製造販売しているクラッチ製品の大半は、自動車産業及び二輪車産業向けであります。また、当社グループの売上収益に占める特定の顧客グループの割合は高いものとなっております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

② 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

③ 市場リスク管理

(イ) 為替リスク

当社グループは、グローバルに事業展開していることから、為替変動を起因として、機能通貨とは異なる通貨による取引によって損益及びキャッシュ・フローが影響を受けるリスク並びに、機能通貨とは異なる資本及び損益を機能通貨に換算する際に影響を受けるリスクに晒されております。こうしたリスクに対して、当社グループは為替変動のモニタリングを実施することによって為替変動によるリスクの軽減に努めております。

(ロ) 価格変動リスク

当社グループは、資本性金融商品（株式）から生じる株価の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、四半期毎に時価の把握を行っております。

(ハ) 金利リスク

借入金には主に固定金利により調達されており、金利リスクが当社グループに与える影響は軽微であります。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

① 公正価値の測定方法

(貸付金及び債権)

貸付金及び債権は、満期までの期間が短期であるか、または約定金利と新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率の間に重要な乖離がないことから、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっております。

(売却可能金融資産)

売却可能金融資産のうち、上場株式の公正価値については、連結会計年度末日の市場価格によって測定しております。非上場株式の公正価値については合理的な方法により測定しております。

(現金及び現金同等物)

満期までの期間が短期であるため、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっております。

(償却原価で測定される金融負債)

借入金の公正価値については、同一の残存期間で同条件の借入を行う場合の金利を用いた割引キャッシュ・フロー法により測定しております。上記以外の債務については、主として短期間で決済されるため、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっております。

② 金融商品の帳簿価額と公正価値

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。なお、公正価値で測定する金融商品及び帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品については、下表には含めておりません。

	帳簿価額	公正価値
長期借入金	13,583百万円	13,668百万円

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社の所有者に帰属する持分

2,132円18銭

(2) 基本的1株当たり当期利益

122円79銭

計算書類

貸借対照表

(2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,164
受取手形	3
電子記録債権	131
売掛金	7,660
商品及び製品	777
仕掛品	954
原材料及び貯蔵品	2,447
前払費用	66
関係会社短期貸付金	16,309
繰延税金資産	455
その他	3,636
貸倒引当金	△4
流動資産合計	34,601
固定資産	
有形固定資産	
建物	5,313
構築物	373
機械及び装置	5,102
車輛運搬具	36
工具、器具及び備品	741
土地	4,340
建設仮勘定	867
有形固定資産合計	16,775
無形固定資産	
ソフトウェア	86
ソフトウェア仮勘定	18
その他	4
無形固定資産合計	109
投資その他の資産	
投資有価証券	982
関係会社株式	23,069
関係会社社債	5,846
出資金	4
関係会社出資金	3,069
従業員長期貸付金	144
関係会社長期貸付金	7,740
長期前払費用	26
その他	707
貸倒引当金	△46
投資その他の資産合計	41,544
固定資産合計	58,429
資産合計	93,030

科目	金額
負債の部	
流動負債	
支払手形	324
買掛金	2,553
ファクタリング債務	1,706
短期借入金	8,761
未払金	435
未払費用	365
未払法人税等	17
前受金	5
預り金	47
賞与引当金	1,182
その他	0
流動負債合計	15,399
固定負債	
長期借入金	8,426
繰延税金負債	1,440
退職給付引当金	572
資産除去債務	32
その他	27
固定負債合計	10,499
負債合計	25,899
純資産の部	
株主資本	
資本金	4,175
資本剰余金	
資本準備金	4,555
その他資本剰余金	10
資本剰余金合計	4,566
利益剰余金	
利益準備金	1,043
その他利益剰余金	
配当準備積立金	1,600
固定資産圧縮積立金	969
別途積立金	46,500
繰越利益剰余金	8,628
利益剰余金合計	58,742
自己株式	△3,408
株主資本合計	64,075
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	3,056
評価・換算差額等合計	3,056
純資産合計	67,131
負債純資産合計	93,030

損益計算書

(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		39,920
売上原価		
製品期首たな卸高	731	
当期製品製造原価	28,507	
当期製品仕入高	1,354	
合計	30,593	
製品期末たな卸高	777	29,815
売上総利益		10,104
販売費及び一般管理費		
荷造及び発送費	815	
給料及び手当	1,500	
賞与引当金繰入額	235	
退職給付費用	209	
減価償却費	47	
研究開発費	3,417	
その他	1,671	7,898
営業利益		2,205
営業外収益		
受取利息	382	
受取資本利息	108	
有価証券利息	593	
受取配当金	2,498	
賃貸収入	23	
設備取次手数料	472	
技術指導料	350	
その他	59	4,488
営業外費用		
支払利息	124	
賃貸費用	17	
為替差損	1,678	
その他	0	1,820
経常利益		4,873
特別利益		
固定資産売却益	9	
法人税等還付加算金	258	267
特別損失		
固定資産除売却損	109	
減損損失	1,483	
関係会社出資金評価損	2,518	4,111
税引前当期純利益		1,029
法人税、住民税及び事業税	440	
法人税等還付税額	△1,531	
法人税等調整額	392	△698
当期純利益		1,728

株主資本等変動計算書

(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				
					配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	4,175	4,555	10	4,566	1,043	1,600	948	43,500	11,928	59,021
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩							△0		0	－
固定資産圧縮積立金の積立							21		△21	－
別途積立金の積立								3,000	△3,000	－
剰余金の配当									△2,007	△2,007
当期純利益									1,728	1,728
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	21	3,000	△3,300	△279
当期末残高	4,175	4,555	10	4,566	1,043	1,600	969	46,500	8,628	58,742

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△3,408	64,355	4,007	4,007	68,362
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩			－		－
固定資産圧縮積立金の積立			－		－
別途積立金の積立			－		－
剰余金の配当		△2,007			△2,007
当期純利益		1,728			1,728
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△951	△951	△951
事業年度中の変動額合計	△0	△279	△951	△951	△1,231
当期末残高	△3,408	64,075	3,056	3,056	67,131

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式	総平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）
時価のないもの	総平均法による原価法

② たな卸資産

製品・仕掛品	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
原材料・貯蔵品	先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～38年
機械及び装置	9年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、発生年度から費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（18年）による定率法により、発生年度から費用処理しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理と異なっております。
- ② 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

29,464百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

- ① 短期金銭債権 23,436百万円
- ② 長期金銭債権 13,586百万円
- ③ 短期金銭債務 829百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- ① 売上高 27,946百万円
- ② 仕入高等 9,472百万円
- ③ 営業取引以外の取引高 4,360百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,455,400株	324株	一株	2,455,724株

(注) 当事業年度増加株式数の内訳 単元未満株式の買取り 324株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)

繰延税金資産 (流動)	
賞与引当金	357
未払費用	53
その他	114
計	526
繰延税金資産 (固定)	
関係会社出資金	755
退職給付引当金	166
その他	716
小計	1,638
評価性引当額	△1,362
計	276
繰延税金資産合計	802
繰延税金負債 (流動)	
未収事業税	△70
繰延税金負債 (固定)	
その他有価証券評価差額金	△1,299
固定資産圧縮積立金	△415
その他	△1
計	△1,716
繰延税金負債合計	△1,787
繰延税金負債の純額	△985

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が2016年3月29日に国会で成立し、2016年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の31.57%から2016年4月1日に開始する事業年度及び2017年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.21%に、2018年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、29.99%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が55百万円、法人税等調整額が12百万円、その他有価証券評価差額金が68百万円それぞれ増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	
その他の関係会社	本田技研工業株式会社	86,067	各種自動車並びに内燃機関の製造・販売	(被所有) 直接 21.68	当社製品の販売並びに原材料及び部品の購入。	
		取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		当社製品の販売		10,150	売掛金	1,368
		原材料及び部品の購入		1,858	買掛金	227

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- ① 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- ② 取引条件ないし、取引条件の決定方針等は一般取引と同様であります。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万米ドル)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	
子会社	FCC (North America),INC.	42	米国における子会社の統括	所有 直接 100.00	役員の兼任及び資金援助あり。	
		取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		資金の貸付		1,874	短期貸付金	12,492
		資金の貸付		1,874	長期貸付金	2,261

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万米ドル)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係
子会社	成都永華富士離合器有限公司	28	二輪車用クラッチ 四輪車用クラッチ	所有 直接	28.57
				間接	
		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
資金の貸付	—	長期貸付金	3,126		
種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万メキシコペソ)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係
子会社	FCC AUTOMOTIVE PARTS DE MEXICO,S. A.DE C.V.	300	四輪車用クラッチ	所有 直接	99.00
				間接	
		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
		資金の貸付	—	短期貸付金	2,252
資金の貸付	—	長期貸付金	2,252		
種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万インドルピー)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係
子会社	FCC CLUTCH INDIA PRIVATE LTD.	2,800	二輪車用クラッチ 四輪車用クラッチ	所有 直接	100.00
				間接	
		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
		当社製品の販売等	2,270	売掛金	1,888
社債の引受	—	関係会社社債	5,846		

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万米ドル)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係		
子会社	PT.FCC INDONESIA	11	二輪車用クラッチ 四輪車用クラッチ	所有 直接	99.45	当社製品、部品及び原材料の販売。同社製品及び部品の購入。役員の兼任あり。	
				間接			0.55
		取引の内容	取引金額 (百万円)	科	目	期末残高 (百万円)	
		受取配当金	742	未収入金		—	

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- ① 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。
- ② 取引条件ないし、取引条件の決定方針等は一般取引と同様であります。
- ③ 貸付金利、有価証券利息については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,337円60銭
- (2) 1株当たり当期純利益 34円44銭

8. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2016年5月11日

株式会社エフ・シー・シー
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代表社員 公認会計士 三枝 哲 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 山崎 貴史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エフ・シー・シーの2015年4月1日から2016年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社エフ・シー・シー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2016年5月11日

株式会社エフ・シー・シー
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代表社員 公認会計士 三枝 哲 ㊟
業務執行社員
代表社員 公認会計士 山崎 貴史 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エフ・シー・シーの2015年4月1日から2016年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び会計監査人監査法人保森会計事務所から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月16日

株式会社エフ・シー・シー 監査役会

常勤監査役 鈴木宏典 ㊟

常勤監査役 深津克好 ㊟

社外監査役 辻 慶典 ㊟

社外監査役 佐藤雅秀 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

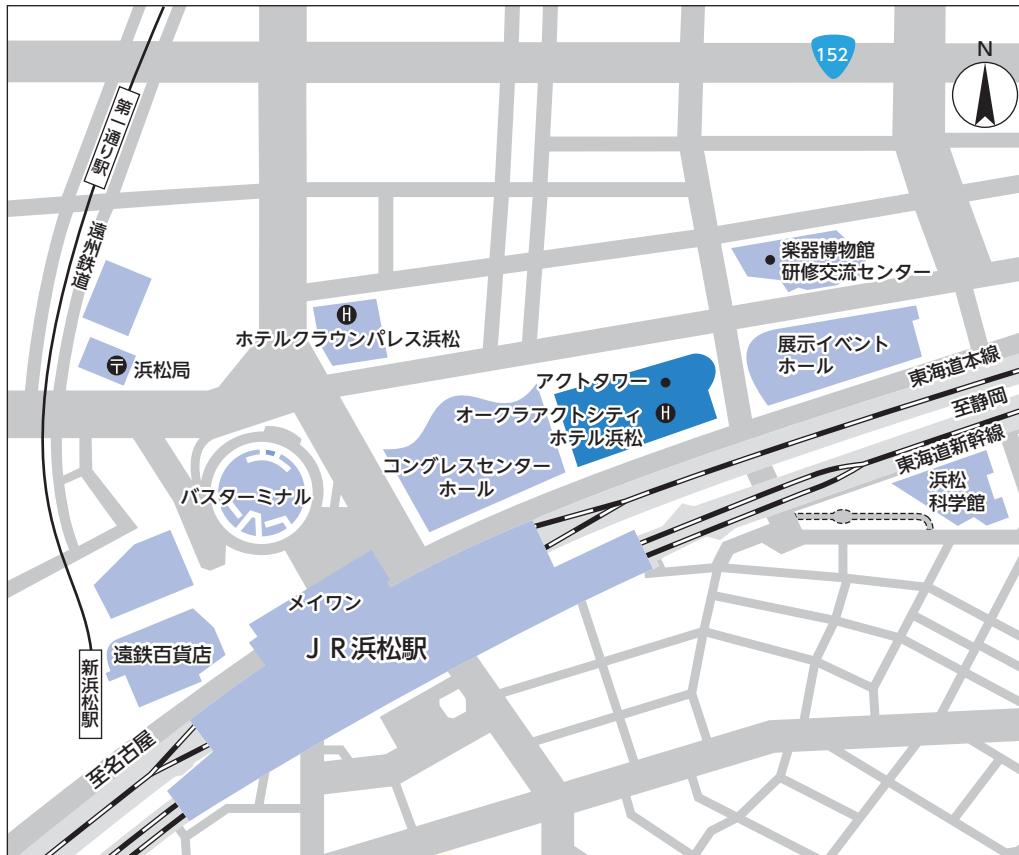
会場

静岡県浜松市中区板屋町111番地の2

オークラアクトシティホテル浜松 4階「平安の間」 電話 (053) 459-0111

交通

J R 浜松駅北口徒歩5分



※駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。